

婚姻届

【日本国籍者とマレーシア国籍者（その他の国籍者）の婚姻】

日本国籍者とマレーシア国籍者（その他の外国籍者）が結婚した場合、日本人の戸籍に婚姻の事実を登載するために、婚姻日より3ヶ月以内に下記の書類をご用意いただき、当館（もしくはほかの在外公館）へ届出いただく必要があります（戸籍のある市区町村役場に直接届出することも可能です）。

マレーシア側の婚姻手続きについては、各州の登録事務所（JPN）にお問い合わせください。

1. 婚姻届（所定の用紙）	2 通
2. 婚姻証明書 （窓口で原本を提示してください。当館でコピーを取ります。）	
3. 上記2の和訳文（当館作成の雛形が使用可）	2 通
4. 戸籍謄本（6ヶ月以内発行されたもの） （戸籍情報が電算化されていない方は戸籍謄本の提出が必要となります。）	2 通
5. マレーシア人配偶者の旅券もしくはその他、出生証明書等国籍を証明できる書類（窓口で提示してください。当館でコピーを取ります。）	
6. 上記5の和訳文（当館作成の雛形使用可）	2 通
7. 日本人（届出人）の旅券 原本提示	
* イスラム方式の婚姻の場合は下記8と9の書類もご準備ください。*	
8. イスラム入信カード 原本提示	
9. 上記8の和訳文	2 通

注1：婚姻届の用紙は、窓口でお渡ししているA3サイズの所定の用紙をご利用下さい。記入したもののコピーは受付できません。

注2：婚姻成立日から3ヶ月を超過した場合は「遅延理由書（決まった形式は無く、日本語で遅れた理由を記載。署名及び押印が必要）2通が必要です。

<裏面に続く>

注3：戸籍上の氏を外国人配偶者の氏に変更したい方は、婚姻成立日から6ヶ月以内に「外国人との婚姻による氏の変更届」2通、婚姻事実が記載された戸籍謄本2通（婚姻届と同時に届出の場合は不要；戸籍情報が電算化された方も不要）を提出してください。また、6ヶ月を超過して変更を希望する場合は、日本国内の家庭裁判所で手続きしてください。当館では受付できません。

注4：印鑑がない場合は、拇印をしてください。

注5：提出された書類は返却できません。

注6：届出が受理されてから約2ヶ月程度で日本の戸籍に登載されます。登載された事実及び内容については、直接戸籍の市区町村役場にご確認ください。

注7：令和6年4月1日から、在外公館に提出する戸籍・国籍の届出について、原則として戸籍謄本の添付が不要になりました。

ただし、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

在ペナン日本国総領事館

婚姻届を提出される方へ

婚姻届を記載する前に必ずお読みください

1. 必要書類等

婚姻届を提出するためには夫、妻双方の戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの）が必要です。外国籍者の場合には、国籍を証明する書類として、パスポートまたは出生証明書の原本の提示が必要となります。

一方が外国籍者の場合には婚姻証明書の原本の提示が必要です。双方が日本国籍者の場合には婚姻証明書は必要ありませんが、2名の証人の署名が必要です。

また、外国方式による婚姻成立後3ヶ月以上経った後に婚姻届を提出する場合は、遅延理由書の添付が必要となります。

2. 届出書の記載

まず、欄外の「婚姻届」と記載された下に届出書を提出する日付及び「在ペナン」と記入し、大使を傍線で抹消してください。

(1) 氏名、生年月日

日本人の場合は戸籍に記載された氏名を記入し振り仮名をふってください。外国人の場合はカタカナで氏、名を記入してください。中国系の方の場合も漢字で記載せず、カタカナ書きとしてください。

生年月日は日本人の場合は昭和、平成等の元号を使用し、外国籍者の場合は西暦で記入してください。

(2) 住所

現在居住している住所を記入してください。外国に居住している場合はカタカナで国名、州名、都市名、番地の順で記入してください。

例：No. 2 Biggs Road, 10350, Penang, MALAYSIA の場合、

マレーシア国ペナン州ビッグス通り2番地と記入してください。

世帯主の氏名は、日本に居住している方は住民票の欄に記載された方の氏名、外国に居住している方の場合、同居者のうち世帯主にあたる者の氏名を記入してください。

(3) 父母の氏名及び続き柄

戸籍に記載されている両親の氏名を記入してください。既に亡くなられている場合でも記入してください。また、実親以外に父母等がある場合にも実親の氏名を記入し、養父母氏名は「養父養母」欄に記入してください。外国籍者の場合は実の両親の氏名をカタカナで記載してください。

続き柄は長男、二男、長女、二女等と記入してください。

(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

夫、妻ともに日本人の場合、婚姻後の氏は夫または妻の氏のいずれかを選択することができます。夫または妻いずれか選択した方にレ印をつけてください。

一方が外国籍者の場合は、レ印を付す必要ありません。ただし、戸籍の筆頭者でないものが外国籍者と結婚された場合、その者を筆頭者とする新しい戸籍が編成されます。新し本籍地をどこにするかを記入してください（結婚前の本籍地を記入することも可能です）。

(5) 同居を始めたとき

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早い方を記載してください。

(6) 初婚、再婚の別

初婚、再婚の別を記入してください。再婚の場合、死別か離別にレ印を付し、その年月日を記入してください。

(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事と夫婦の職業

該当する項目にレ印を付し、それぞれの職業を記入してください。

(8) その他

日本人同士の場合記入不要ですが、一方が外国籍者で婚姻証明書を提示する場合、「その他」欄に令和〇年〇〇月〇〇日にマレーシア△△州国民登録局発行の婚姻証明書を添付する。と記載してください。

配偶者がマレー系マレーシア人の場合、夫・妻はマレー系マレーシア人の為、氏と名の区別がなく名のみである。と記入してください。

(9) 届出人署名押印

日本人の場合は氏名を楷書で記入し、印鑑または拇印（右手親指）を押印してください。外国籍者の場合は、氏名欄に記入した氏名をカタカナで記入してください。署名または押印は任意です。

3. 備考

提出された婚姻届は東京の外務省を経由して本籍地の市町村に送付されますので、当館に提出してから婚姻の事実が戸籍に記載されるまで約2ヶ月かかります。

また、書類の不備等により本籍地から届出書が返送される場合がありますので、届出書欄外に連絡先住所、電話番号等を記入してください。